

採用年度	平成 28 年度
資格	SPD PD RPD DC2 DC1
領域	人文学
受付番号	20160000

※すでにご連絡しておりますとおり、個人番号の提供については別途依頼しておりますので、本申告書に「個人番号(あなた、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族(16歳以上)、16歳未満の扶養親族)」を記入する必要はありません。

記入例

自筆で記入の場合も必ず押印。 配偶者の有無は該当する方を必ず○で囲む

平成 29 年 分 給 与 所 得 者 の 扶 養 控 除 等 (異 動) 申 告 書

所轄税務署長等 麴町 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 独立行政法人 日本学術振興会 あなたの氏名 学振 太郎 あなたの個人番号 あなたの住所又は居所 東京都〇〇〇〇区〇〇 1-2-3	(フリガナ) ガクシン タロウ あなたの生年月日 明・大 2年10月7日 世帯主の氏名 学振 太郎 あなたの続柄 本人 (郵便番号 123 - 4567)	配偶者の有無 有 無
-----------------------------	--	---	------------------



平成29年1月1日現在の住民登録住所を記入。
海外渡航のため日本国内に住民登録が
無い場合は、渡航直前に登録のあった
国内の住所を記入。

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏個人番号	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭23.1.1以前生)	特定扶養親族(平7.1.2生)平11.1.1生	住所又は居所	平成29年中の見積額 非居住者である親族 生計を一にする事実	異動月日及び事由 (平成29年中に異動があった場合に記載してください(以下同じ。))
A 控除対象配偶者	ガクシン ハナコ 学振 花子		明・大 2・8・4			同居	32万 円	
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平14.1.1以前生)	1		明・大 昭・平	同居 老親等	その他			
	2		明・大 昭・平	同居 老親等	その他			
	3		明・大 昭・平	同居 老親等	その他			
	4		明・大 昭・平	同居 老親等	その他			
	5		明・大 昭・平	同居 老親等	その他			
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	1 障害者 区分 該当者 本人 控除対象配偶者 扶養親族 一般の障害者 (人) 特別障害者 (人) 同居特別障害者 (人)	2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生	左記の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載」についてのご注意」の(8)をお読みください。)				異動月日及び事由	
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	(フリガナ)氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

◎この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
◎この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所しか提出することができません。
◎この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

※申告書上部の太枠内は、全員全項目記入必須。
ただし、「あなたの個人番号」を記入する必要はありません。
※世帯主が自身の場合は、世帯主欄に戸籍名、続柄欄に「本人」と記入。
世帯主が他者の場合は、その氏名とその方との続柄を記入。

○住民税に関する事項

(住民税に)関する事項	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族	平成29年中の所得の見積額	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平14.1.2以後生)				平			円	
				平				
				平				

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

全項目記入必須。記入漏れ注意。

※本申告書提出の際は、必ずコピーを取り、手元に保管すること。
※本申告書を提出した後、記載事項に変更が生じた場合は、提出済み申告書のコピーに変更部分を朱書きし、氏名欄に再度押印の上、翌年の年末調整に必要な申告書類提出時に提出すること。
(特に、結婚・出産時要注意。記載内容により税額が変更になるため、必ず届け出る。)